

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法律の題名を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に改めるとともに、法人の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）とすること。（第一条及び第二条関係）

二 機構の目的

機構は、大学等（大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とすること。（第三条関係）

三 機構の業務の範囲

機構は、二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（以下「施設費貸付事業」という。）を行うこと。

3 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。

4 学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。

5 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

6 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

7 1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。
(第十六条関係)

四 区分経理

機構は施設費貸付事業及び施設費交付事業について経理を区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする事。
(第十七条関係)

五 利益及び損失の処理の特例等

利益及び損失の処理の特例等について、所要の規定を設ける事。
(第十八条関係)

六 長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券

1 施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（2において「債券」という。）を発行することができるものとする事。
(第十九条関係)

2 政府は、長期借入金及び債券に係る債務について、保証することができるものとする事。

(第二十条関係)

3 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければ

ばならないものとする。

(第二十一条関係)

七 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

三の三の規定により大学改革支援・学位授与機構が交付する資金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用すること。

(第二十二條関係)

八 財務大臣との協議

文部科学大臣が六の1又は2について承認又は認可をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならぬものとする。

(第二十三條関係)

九 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 附則

一 この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 独立行政法人国立大学財務・経営センターは、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が

承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継するものとする。

(附則第二条関係)

三 独立行政法人国立大学財務・経営センター法は廃止するものとする。

(附則第十条関係)

四 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

(附則第三条から第九条まで及び附則第十一条から第十四条まで関係)

五 関係法律について所要の改正等を行うこと。

(附則第十五条から第二十二條まで関係)